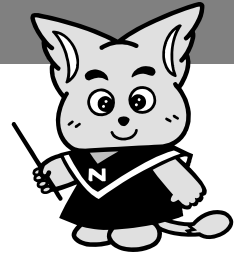


国民年金だより



年金制度改正

平成19年4月から 実施される改正内容について

離婚時の厚生年金の分割制度

離婚時の厚生年金の分割制度は、平成19年4月1日以後に離婚等をした場合において、離婚等をした当事者間の合意又は裁判手続により分割割合を定めたときに、その当事者の一方からの請求によって、婚姻期間中の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

平成19年4月1日以後に、離婚した場合又は事実婚関係が解消したと認められる場合に、請求することができます。

分割割合については、当事者間での話し合いにより定めることとなりますが、当事者間で合意に至らない場合、当事者の一方が家庭裁判所に対して申立てをし、裁判手続によって定めることができます。

保険料納付記録とは、厚生年金保険料の算定の基礎となって標準報酬（標準報酬月額と標準賞与額）のことをいいます。

保険料納付記録の分割は、当事者それぞれの対象期間の保険料納付記録を現在価値に換算した額の総額（対象期間標準報酬総額）を算出して、その額の多い方から少ない方に対して保険料納付記録の一部を分割するものです。

分割の請求については、請求期限が定められております。例えば、離婚した場合は、原則として、離婚した日の翌日から起算して2年を経過したときは、請求することができません。

あらかじめ分割のための分割割合を決めるために必要な情報を把握しておきたい場合は、離婚時の分割後の年金見込み額等の情報を請求することができます。

65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度

平成12年改正で60歳代後半の在職老齢年金の制度が導入されたことから、老齢厚生年金の繰下げ支給の制度が廃止されましたが、今後は高齢者の就労が進むことから、改めて支給開始年齢の繰下げが行えるようになります。

老齢厚生年金の受給権を有する方で、66歳に達する前に老齢厚生年金の請求をしていなければ、支給の繰下げを申し出ることができます。

ただし、65歳に達したときに老齢厚生年金を除く他の年金給付の受給権者であった場合や、66歳に達するまでの間に老齢給付を除く他の年金給付の受給権者となった場合は、支給の繰下げを申し出ることはできません。

繰下げ加算額は、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの被保険者期間を基礎にして計算した老齢厚生年金の額と、在職老齢年金により支給調整された後の額を勘案して、政令で定める額となります。

なお、施行日前に老齢厚生年金の受給権を有している方は対象となりません。

70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整

70歳以上で在職している方に、現行の60歳代後半の在職老齢年金の仕組みが適用されます。総報酬月額相当額と老齢厚生年金基本月額の合計が48万円を超えた場合、超えた額の1/2相当額について、老齢厚生年金が支給停止されます。

ただし、厚生年金保険料の負担はありません。

なお、施行日において70歳以上の方（昭和12年4月1日以前生まれの方）は、適用されません。

遺族厚生年金の見直し

65歳以上の遺族配偶者の年金は、自身の納めた老齢厚生年金が全額支給される仕組みとなります。

子のいない30歳未満の妻への遺族厚生年金は5年間の有期給付となります。

中高齢寡婦加算の支給対象が、夫の死亡時に40歳以上の妻となります。

受給権者の申出による支給停止

年金受給権者が、自らの申出により、年金を全額支給停止する措置を受けることができる仕組みです。なお、年金の支給停止解除は、自らの意志により将来に向かっていつでも可能です。